

東京都北区会計事務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年十一月五日

東京都北区長

山田 加

奈子

東京都北区規則第七十九号

東京都北区会計事務規則の一部を改正する規則

東京都北区会計事務規則（昭和三十九年三月東京都北区規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表スペースゆう所長の項の次に次のように加える。

危機管理室生活安全担当課長	付生活安全担当主査
生活安全担当	主査付係員
生活安全担当課長における徵収	金

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都北区障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。°

令和七年十一月五日

東京都北区長

山 田 加 奈 子

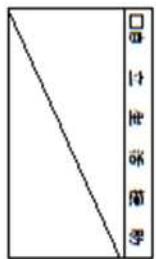
東京都北区規則第八十号

東京都北区障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

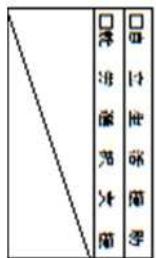
東京都北区障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成十八年三月東京都北区規則第六十四号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式

（表）
中



を

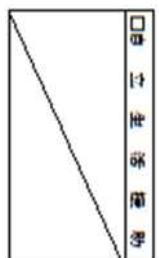


に改め、同様式

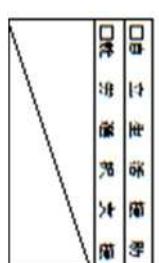
（裏）
中 「80万」を「80万9千円」に改める。

別記第五号様式

(表) 中



を



に改め、同様式

(裏) 中 「80万」を「80万9千円」に改める。

別記第十四号様式の二中 「80万円」を「80万9千円」に改める。

付 則

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都北区障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則別記第一号様式、第五号様式

及び第十四号様式の二の規定により調製した用紙で、所要の修正を加え、なお使用することができます。

現に残存するものについて

東京都北区自転車の放置防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年十一月十一日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区規則第八十一号

東京都北区自転車の放置防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則
東京都北区自転車の放置防止に関する条例施行規則（昭和五十九年三月東京都北
区規則第六号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項及び第四条第一項中「立看板を設置して」を「貼り紙、立看板等を
掲示して」に改める。

第五条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項中第四号を第五号とし、
第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する幼稚園又は就
学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成
十八年法律第七十七号）第二条第五項に規定する保育所等若しくは同条第六項
に規定する認定こども園への送迎を行う者

第五条第二項中「まず」及び「を優先し、ついで区民又は区民でない者の中で住
居又は勤務先と駅との距離に差異がある場合は、その距離が離れている者」を削
り、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3　前項に定める順序によつてもなお利用登録者を決定できないときは、同順位者
の中から抽選により、利用登録の順序を決定するものとする。
別記第四号様式を次のよう改める。

指定自転車置場利用登録申請書

東京都北区長 殿

申請者 住 所 _____

氏 名 _____

電 話 _____ (_____)

下記のとおり指定自転車置場の利用登録を申請します。

記

利 用 者 住 所	<input checked="" type="checkbox"/> 申請者と同じ		
フリガナ		生年月日	年 月 日 (歳)
利 用 者 氏 名	<input checked="" type="checkbox"/> 申請者と同じ	電 話	<input checked="" type="checkbox"/> 申請者と同じ
指定自転車置場 ※希望する置場 一箇所にチェックをしてください。			
<input type="checkbox"/> 希望する指定自転車置場が利用できない場合、同一指定自転車置場の別エリアへの振替を希望する。 (例：駒込A→駒込B)			
北区に住民登録がある。 (有・無どちらかに○を付ける。)	有・無	運転免許証、マイナンバーカード等住所が確認できる書類等の写しを添付 ※詳細裏面注意事項参照	
利用目的	通勤・通学・保育送迎・その他	目的地名称	
	※保育送迎の場合、在園証明書等、保育施設の利用を確認できる書類の写しを添付	所在地	
防犯登録番号			

※以下に該当する場合は、該当番号に○を付け、“登録手数料減額・免除申請書”及び証明書類等の写しを必ず添付してください。

1	身体に障害があり歩行が困難	障害者手帳の障害名が確認できるページの写しを添付
2	生活保護受給者	受給者証等、受給を確認できる書類の写しを添付
3	年齢が65歳以上	運転免許証、マイナンバーカード等、生年月日が確認できる書類等の写しを添付
4	児童扶養手当受給者	児童扶養手当証書等、受給を確認できる書類の写しを添付

(注意事項)

1. 申請状況により、ご希望の指定自転車置場が利用できない場合があります。
2. 利用登録により指定自転車置場を利用できる自転車は1人1台です。2台以上利用することはできません。
3. 申請内容及び添付書類に不備不足がある場合、確認のためご連絡させていただくことがあります。
※減額又は免除の添付書類等が不足していて確認が取れない場合、登録手数料の減額又は免除ができません。
申請内容に不備があり補正ができない場合及び申請内容に虚偽がある場合、申請は無効になります。
4. 登録手数料について、北区民の場合4,110円・北区民以外の場合8,220円となります。
※北区民の方であっても、現住所を確認する添付書類が不足している場合、北区民以外の登録手数料が適用されます。
5. 申請内容の変更又は申請の取消しをする場合は、速やかにご連絡ください。
※申請期間を過ぎた後は、申請内容を変更できません。

別記第五号様式を次のように改める。

第5号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

〒

様

東京都北区長

印

指定自転車置場利用登録決定通知書

先に申請のあった指定自転車置場利用登録について、審査の結果、登録決定したので通知します。

なお、同封の納入通知書により登録手数料を期限までに納入してください。期限までに納入がない場合は登録を取り消します。

登録手数料の納付後、利用登録証（ステッカー）の交付を指定の窓口で受けてください。
利用登録証は、必ず利用自転車に貼付してください。

記

1. 登録手数料について

登録手数料	
納入期限	年 月 日
納めるところ	北区指定金融機関 北区公金収納取扱店（銀行、信用金庫、信用組合） 東京都及び関東各県内のゆうちょ銀行・郵便局 北区役所会計課出納係 北区役所赤羽・滝野川区民事務所

2. 指定自転車置場について

利用できる置場	指定自転車置場
登録番号	
有効期間	年 月 日～年 月 日

〔注〕利用を辞退する場合は、本書類（決定通知書）をご返送ください。

付 則

(施 行 期 日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経 過 措 置)

2 この規則による改正後の東京都北区自転車の放置防止に関する条例施行規則第五条第一項から第三項までの規定は、令和八年四月一日以後の指定自転車置場の利用に係る利用登録の資格及び順序について適用し、同日前のものに係る利用登録の資格及び順序については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都北区自転車の放置防止に関する条例施行規則別記第四号様式及び第五号様式の規定により、調製した用紙で現に残存するものについては、所要の修正を加え、なお使用することができます。

の
東京都北区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則
一部を改正する規則を公布する。

令和七年十一月十三日

東
京
都
北
区
長

山
田
加
奈
子

東京都北区規則第八十二号

東京都北区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十六年九月東京都北区規則第三十八号）の一部を次のように改正する。

第七条第三項を次のように改める。

3　家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第十二条又は第十三条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であつて、当該健康診断等がそれぞれ同表の下欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の上欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	乳幼児に対する健康診査	健康診断
利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断	利用開始時の健康診断、定期の健康診断	又は臨時の健康診断

付 則

この規則は、令和八年二月一日から施行する。

東京都北区マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年十一月二十七日

東
京
都
北
区
長

山
田
加
奈
子

東京都北区規則第八十三号

東京都北区マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

東京都北区マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行細則（令和五年三月東京都北区規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第五条の三第一項」を「第五条の十三第一項」に改める。

第五条中「第一条の二第一項」を「第一条の八第一項」に改める。

第六条中「第五条の三第一項」を「第五条の十三第一項」に、「第五条の六第二項」を「第五条の十六第二項」に、「第五条の七第一項」を「第五条の十七第一項」に、「第五条の四」を「第五条の十四」に、「第五条の七第二項」を「第五条の十七第二項」に改める。

第七条中「第五条の四」を「第五条の十四」に改める。

第八条第一項中「第五条の八」を「第五条の十八」に改める。

第九条中「第五条の九」を「第五条の十九」に改める。

第十条中「第五条の十第一項第二号」を「第五条の二十第一項第二号」に、「第一条の八」を「第一条の十四」に、「第一条の十一」を「第一条の十七」に改める。

第十三条中「第五条の十第二項」を「第五条の二十第二項」に改める。

。

第十二条中「第五条の三」第一項を「第五条の十三」第一項に改める。

別記第二号様式中「第5条の4」を「第5条の14」と、「第5条の6第2項」を「第5条の16第2項」と、「第5条の7第2項」を「第5条の17第2項」と改める。

別記第三号様式及び第四号様式中「第5条の8」を「第5条の18」に改める。

別記第五号様式中「第5条の9」を「第5条の19」に改める。

別記第七号様式中「第5条の10第1項」を「第5条の20第1項」に改める。

付 則

（施行期日）

1　この規則は、令和七年十一月一十八日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都北区マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行細則別記第二号様式から第五号様式まで及び第七号様式の規定により調製した用紙で現に残存するものについては、所要の修正を加え、なお使用することができるのである。

東京都北区長の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則
を公布する。

令和七年十一月二十八日

東
京
都
北
区
長

山
田
加
奈
子

東京都北区規則第八十四号

東京都北区長の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則

東京都北区長の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成二十八年三月東京都北区規則第十九号）の一部を次のように改正する。

五 第二条に次の一号を加える。
五 学校給食費に関すること。

付 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。